

第38回宮崎県子ども・子育て支援会議発言要旨

1 開催日時 令和7年11月13日（木） 午後3時30分～午後4時30分

2 開催場所 宮崎県庁防災庁舎72号室

3 出席者 池田尚子、伊豆元精一、加治木のぞみ、倉永慎一、佐々木慈舟、佐保忠智、重黒木康恵、中村みどり、長友みほ、成田あす香、蓑部初、棕木京子、山口ツトエ、
(以上五十音順。敬称略。)

4 議事等の概要

(1) 児童福祉法の改正等に伴う対応について

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正に伴う対応について

【主なやりとり】

(1) 児童福祉法の改正等に伴う対応について

「児童福祉法等の改正等について」及び「資料1」を用い事務局から説明。

その後、内容について質疑応答等が行われた。

(委 員) ・ 満3歳以上限定小規模保育事業の創設についてだが、これまで0～2歳児を中心であり、これからは同制度が加わるとの理解だが、小規模での0～5歳児の小規模保育について、地域の実情に応じて設定できるのか。

(事 務 局) ・ 現在、0～5歳児の小規模保育の受入事業所が県内に3か所あり、実施主体は市町村となる。このため、各市町村とも連携をしながら必要に応じ対応していくことになる。

(委 員) ・ 保育士・保育所支援センターにてマッチング等を行っているとのことだが、保育士等として復職する期間が空いている方は知識等も昔のままだと考えられるが、そこに対しては研修等の支援はあるのか。

(事務局)・ 幼児教育センターで各種研修を行っているので、受講していただくよう引き続き周知等を図っていく。

(委員)・ 地域限定保育士についてだが、試験に合格し3年勤務すると、通常の保育士と同様となると考えて良いか。

(委員)・ 地域限定保育士も共通の1次試験（筆記試験）には合格はしなければならないのか。

(事務局)・ お見込みのとおり。一次試験（筆記試験）の合格は必須であるが、2次試験の実技試験を都道府県において実技講習に替えることができる制度。試験を実施した都道府県において3年実務経験を得ると、全国でも働く通常の保育士となることが可能。

(委員)・ こども性暴力防止法関係は、児童センターも含まれ、罰則規定も適用されるのか。

(事務局)・ お見込みのとおり。なお、情報漏示、不正提供を行った場合、罰則が適用される。

(委員)・ 保育所・保育士支援センターについては、宮崎市ではうまくいっている話は聞くが、今後は全県下においても力を入れてほしい。
・ 地域限定保育士についての今後の進め方など、県の考え方を教えてほしい。

(事務局)・ 地域限定保育士については、保育士・保育士支援センターのリニューアルや修学資金の貸与要件緩和など人材確保事業が始まったばかりであるので、効果を見ながら総合的に判断していきたい。
・ 保育所・保育士支援センターについての全県下への取組は、ハローワークとの連携については既に都城、延岡において実施しており、それ以外にも効果が得られるように引き続き取組を進めて参りたい。

(委員)・ こどもの性暴力関係への対応について、就業規則に盛り込む内容などは具体的にどのような内容か。

(事務局)・次年度の12月施行の内容であるため、まだ具体的なものは示されていないが、国から通知等があり次第御連絡させていただくとともに、協力しながら実施できればと考えている。

【主なやりとり】

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正に伴う対応について

資料2及び3を用い事務局から説明。その後、内容について質疑応答等が行われた。

(会長)・代用計画策定など市町村と県が対応する内容を説明いただいたが、市町村の状況は。

(事務局)・市町村においても、県同様作業を進めているところであり、本計画又は代用計画において対応予定と伺っている。